|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｄ－15   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日　執行 | | |  | | | | | | | 選挙 |   選挙立会人必携   |  |  | | --- | --- | |  | 選挙管理委員会 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選挙立会人必携**  あなたは、選挙立会人として決定されました。既に御承知  のとおり、選挙の開票事務は、厳正確実に行うとともに、選  挙人に選挙の結果を速やかに知らせることが要請されており  ます。  このような趣旨に御留意の上、次の事項を参考とされ開票  事務の円滑な進行に御尽力願います。  **１　選挙会の管理執行**  (1)　選挙会の日時   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日（ |  | ）午 | 前(後) |  | 時 |  | 分から |   (2)　選挙会場   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 当日は、午 | 前(後) |  | 時 |  | 分までに認印持参の上、選挙会場ま |   でおいでください。  (3)　選挙長の職務   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 選挙会には、選挙長が置かれ | （　　　　　　　　　　） | が選挙長 |   となります。選挙長は、開票事務の最高責任者であり、投票の有効  無効を正しく決定し、また開票事務の公正かつ迅速な処理と会場内  の秩序保持の責任と権限をもって職務を遂行することとなっており  ます。  **２　選挙立会人の性格**  　　　選挙立会人は、候補者の届出によるというところから、候補者の利  益代表と考えられがちですが、**選挙人全体の代表**として職務に専念す  るとともに、開票事務の**公正確保と速やかな進行**に努めなければなら  ないこととなっております。 |

|  |
| --- |
| **３　選挙立会人の主な職務**  （１）投票箱や鍵に異常がないことを確認すること。  （２）投票箱に投票が残っていないことを確認すること。  （３）仮投票と投票管理者のところで不受理又は拒否の決定を受けた  不在者投票（投票箱に封筒のまま入っている投票）の受理、不受  理を決定する際に意見をのべること。  （４）有効票は、**速やかに**点検して選挙長に回付すること。  （５）疑問票の有効、無効の**決定権**は、選挙長だけにありますが意見  を求められたときは、意見をのべること。  （６）あん分票は、あん分の事由をよく点検して選挙長に回付すること。  （７）無効票は、**速やかに**点検して選挙長に回付すること。  （８）点検済の投票を梱包したときは、選挙長とともに封印すること。  （９）選挙録に署名すること。  **４　選挙立会人の留意すべき事項**  （１）選挙会の日時、場所を確認してください。  （２）**開票開始30分前**までに選挙会場に参会してください。  （３）やむを得ない事情で参会できないときは、速やかに選挙管理委員会に連絡してください。  （４）**印鑑**(認印) を持参してください。  （５）筆記具等は選挙管理委員会で用意しますので、直接必要としない物の持ち込みは認められません。  （６）職務中やむを得ず席をあけなければならないときは、必ず選挙長に申し出てください。  （７）投票の効力決定に際し、立会人は意見をのべることはできますが、決定権はありません。  （８）職務中はき然とした態度で臨み、みだりに私語したり、メモをとる等の行為は参観人の不信を招くおそれがあり、円滑な開票の進行を阻害しますので、行わないでください。 |